福祉・介護職員等処遇改善加算にかかる情報公開(見える化要件)

令和6 (2024) 年6月より「処遇改善加算」「特定加算」「ベースアップ加算」が一本化され「新加算」となります。

当該加算の算定を行うにあたり、下記の要件を満たしていることが必要とされています。

福祉・介護職員等処遇改善加算の算定要件

- 1 キャリアパス要件 I~V の要件を満たしていること
- 2 職場環境等要件について、「入職促進に向けた取組」「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」 「両立支援・多様な働き方の促進」「腰痛を含む心身の健康管理」「生産性向上のための業務改善の 取組」「やりがい・働きがいの醸成」から任意で3つの区分を選択し、選択した区分でそれぞれ1 つ以上取組んでいること
- 3 賃金改善以外の処遇改善の取組みの「見える化」を行っていること ※「見える化要件とは」

算定要件で、障害福祉サービス情報公開システムや自法人のホームページを活用して、新加算の 取組状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組み内容を公表していることです。

【処遇改善に関する具体的な取組み内容(賃金改善を除く)】

区分	職場環境等要件内容	当法人としての取組
資質の向上やキ	働きながら介護福祉士取得を目指す者	資格取得するための時間を確保したり、資
ャリアアップに	に対する実務者研修受講支援や、より	格取得に必要な費用の支援を行っている
向けた支援	専門性の高い支援技術を取得しようと	
	する者に対する喀痰吸引研修、強度行	
	動障害支援者養成研修、サービス提供	
	責任者研修、中堅職員に対するマネジ	
	メント研修の受講支援等	
両立支援・多様な	有給休暇が取得しやすい環境の整備	法定数以上取得できるよう定期的に有給
働き方の促進		休暇取得確認を行い、案内を行っている
腰痛を含む心身	短時間勤務労働者等も受講可能な健康	従業員のための休憩室を設置又は交代で
の健康管理	診断・ストレスチェックや、従業員の	休憩をとれるよう人員配置を行っている
	ための休憩室の設置等健康管理対策の	
	実施	